

[環境技術実証事業] のご案内

環境省



既に実用化され、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進んでいない場合があります。

環境技術実証事業とは、このような普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業です。本事業の実施により、ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及を促進し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られることが期待されます。

「実証」とは?

- 「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいいます。
- 「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なるものです。

ロゴマークの使用

- 環境技術実証事業で実証を行った技術には、環境技術実証事業ロゴマークを交付しています。



(カラーで使用する場合)



(モノクロで使用する場合)



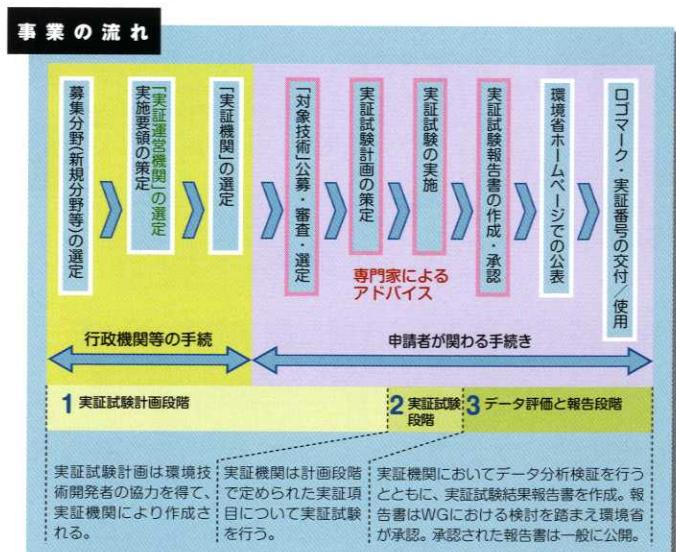
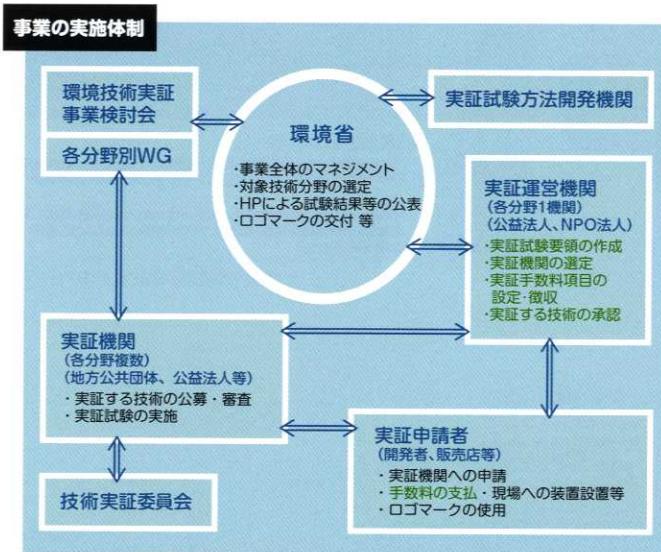
(カラーで使用する場合)



(モノクロで使用する場合)

実証事業にかかる費用は誰が負担?

- 国負担体制では、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担とします。
- 手数料体制(実証システムが確立した技術分野)では、上記の申請者の負担に加え、実証試験実施に係る実費(実証機関に発生する測定・分析等の費用、人件費、消耗品費及び旅費)を手数料として申請者が負担することになります。



・手数料体制のみ該当の部分

国負担体制における対象技術分野(平成20年度)

閉鎖性海域における水環境改善技術分野

水質の悪化により、貧酸素水塊や赤潮等が発生し、生態系等に悪影響が生じている閉鎖性海域において、水質および底質の直接浄化に資する、または生物生息環境の改善に資する技術分野。ただし、現場で直接適用可能なものを基本とし、しゅんせつ等大がかりな土木工事等を要するものは除く。

対象となる技術の例 海草の増殖用ネット等を活用した生物生息環境の改善技術、エアレーションや海底耕耘等による水質改善技術、海域における窒素・りんの回収技術など。

手数料徴収体制における対象技術分野(平成20年度)

小規模事業場向け有機性排水処理技術分野

小規模事業場(日排水量50m³以下を想定)の厨房・食堂、食品工場等から排出される有機性排水を処理するための技術分野。

対象となる技術の例 廉房からの有機性排水を、生物学的または物理化学的処理により適切に処理する技術(装置・プラント)など。

湖沼等水質浄化技術分野

流入汚濁負荷の削減だけでは水質改善が難しい湖沼等の閉鎖性水域において、水中、底泥等に蓄積した汚濁を直接浄化するための、または、汚濁負荷の内部生産を抑制するための技術分野。ただし、現場で直接適用可能なものを基本とし、しゅんせつ等大がかりな土木工事等を要するものは除く。

対象となる技術の例 ろ過・吸着・沈殿等による湖沼等の水質浄化技術、または、植物プランクトンの異常増殖の抑制による湖沼等の水質改善技術など。

山岳トイレ技術分野

山岳部等下水・排水管、電気等のインフラが未整備の地域において、公衆が利用する便所のし尿を処理するための技術分野。

対象となる技術の例 非放流式で、し尿を生物処理、化学処理、物理処理、もしくはその組合せにより適切に処理するし尿処理技術(装置)など。

VOC処理技術分野(中小事業所向けVOC処理技術)

改正大気汚染防止法で「自主的取り組み」が期待されている中小VOC排出事業者向けの汎用的なVOC処理技術分野。

対象となる技術の例 中小事業所の所有する、塗装、印刷、工業用洗浄、クリーニング等の施設(大気汚染防止法でVOC排出抑制に関する自主的取り組みが期待されている施設)から排出されるVOCを分解や除去・分離等により適正に処理するための技術(装置、プラント等)。VOC処理技術に関する汎用的な分野設定を前提とし、中小VOC排出事業者から排出されるVOCについて、分解や回収等により適切に処理する技術(装置)など。

ヒートアイランド対策技術分野(建築物外皮による空調負荷低減技術)

建築物(事務所、店舗、住宅など)に後付けで取り付けることができるフィルム等の外皮技術であり、室内冷房負荷を低減させることによって、人工排熱を減少させ、ヒートアイランド対策効果が得られる技術分野。

対象となる技術の例 窓用日射遮蔽フィルムなど。

※各対象技術分野における技術の募集は当事業のHP(<http://www.env.go.jp/policy/etv/>)などでお知らせしております。



環境技術実証事業

ETV 環境技術実証事業

MENU >>

- 1. 環境技術実証
概要について
- 2. 実証技術情報
- 3. 実証実験登録
実証実験登録申請
- 4. 公表情報
実証実験登録／実証
実証実験登録
- 5. 検討会情報
- 6. 報道発表資料
- 7. その他

TOPICS >>

平成20年度中小企業向けVOC処理技術実証試験要領の策定及び実証機関の公募の開始について(お知らせ)(6月6日報道発表資料 環境省HPへ)

平成20年度環境技術実証事業(山岳トイレ技術分野)の実証運営機関の選定及び実証機関の応募の受付開始について(お知らせ)(6月2日報道発表資料 環境省HPへ)

<環境技術実証事業ホームページ>

「環境技術実証事業」全般に関する問合せ先

環境省総合環境政策局総務課 環境研究技術室
〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL:03-3581-3351(代表)

本事業に関する詳細な情報は、以下のホームページでご覧いただけます。

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

このホームページの中では、実証試験要領、検討会における検討経緯、実証試験結果等をご覧いただけます。

平成20年6月